

## 国（家きん疾病小委員会）から 高病原性鳥インフルエンザ対策の 緊急提言（2回目）が出されました！

（令和4年10月28日の初発以降、25 道県 72事例 の発生を確認）

1回目の緊急提言の内容に、以下の事項が追加となりました。

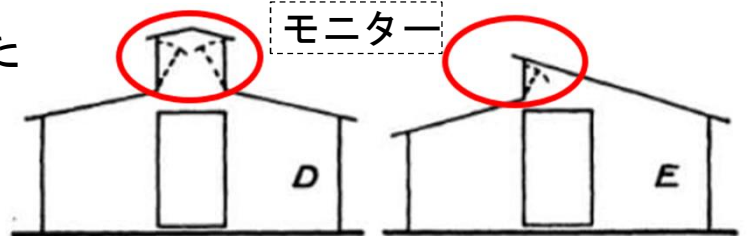
《1回目の緊急提言（令和4年11月28日）の概要》

- 農場敷地内や鶏舎周囲の消毒を毎日実施
- 専用衣類着用、手指消毒、長靴の消毒・交換の徹底
- 野生動物等の侵入防止対策 など

### 家きん農場における対策

- ① 近隣農場と共同施設を利用する場合は、出入時の消毒を徹底し、交差汚染を防止
- ② 普段目が届きにくい場所の点検を行い、補修を徹底

- （例）
- ・ 鶏舎屋根上に設置された入気口（モニター）
  - ・ 鶏舎天井裏



### 野鳥における対策

全国的に野鳥の感染を確認中。渡り鳥が北帰行するまでは環境中にウイルスが存在し、リスクの高い状況が継続しています

- ① 餌やりやそれに類する行為は控える
- ② 野鳥や野生動物の死体等は放置せず、適切に処分
- ③ 同じ場所で複数の野鳥などが死亡している場合

⇒ **速やかに管轄の環境森林事務所に連絡**

昨シーズン、渡り鳥の北帰行（2月以降）に伴い発生が多く確認（栃木県でも一昨年3月に発生）➡ **引き続き嚴重な警戒を！**

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279（夜間・休日）090-7205-0895  
県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144（夜間・休日）090-7205-1402  
県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825（夜間・休日）090-7205-1826